筑前町議会議長交際費支出基準

令和元年５月１日訓令第１号

（目的）

第１条　この訓令は、筑前町議会議長（以下「議長」という。）の交際費の支出に関し、一定の基準を設けることにより、交際費の適正な支出を図り、もって町議会の円滑な運営を確保することを目的とする。

（責務）

第２条　交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方について、社会通念上必要と認められる範囲で、かつ最小限の金額となるよう努めるものとする。

（支出基準）

第３条　交際費の支出基準は、別表のとおりとする。

２　前項に定めるほか、議長が特に必要と認めたものについては支出できるものとする。ただし、宗教団体、政党その他の政治団体に対する支出は行わない。

（支出内容の公開）

第４条　この訓令に基づき支出した交際費の内容は、筑前町情報公開条例（平成24年条例第22号）の規定に基づき、個人に関する情報で特段の配慮が必要なものを除き公開する。

（改正）

第５条　この訓令は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

（その他）

第６条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

（別表）（第３条関係）

議長交際費支出基準表

支出区分	支出内容	支出額
会費	会議、会合等に議長（代理者も含む）が出席する場合において、参加費等を必要とする場合に支出する。 各種団体又は識見を有する者等と意見交換又は情報収集を目的とした会食を伴う懇談等を行う場合においては、その開催趣旨や構成員、出席者、日頃の議会との関わり等から議会運営上適当と判断される場合に限り、会費又は実費相当額を支出するものとする。ただし、実費相当額が不明なものにあっては、会場等を考慮してその都度決定する。	会費制の場合は原則会費相当額（実費相当額が不明な場合は原則5,000円以内）
祝金	各種式典や行事等に議長（代理者も含む）が出席する場合において、原則として飲食を伴うものに限り支出する。 額については、会場等を考慮してその都度決定する。	原則3,000円以内
弔慰金及び見舞金	町政功労者、町議会議員歴代者及び他の地方公共団体の議会関係者（町議会と特に関係の深い者で現職に限る）等に対して支出する。 ※①入院は30日を超えた場合に適用する。 ②災害は建物種別・被災程度で判断する。 ③他の地方公共団体の議会関係者に対する支出において、議長が必要と認める場合は、社会通念上妥当と認められる額とする。	香典3,000円 初盆香典1,000円 見舞3,000円
協賛金	町費の助成又は補助がなく、かつ趣旨に公益性が認められる各種大会等への協賛にかかる経費	社会通念上、妥当と認められる額
その他	議会運営上、特に支出することが適当と認められる場合に係る経費（土産、御礼、広告料等）	社会通念上、妥当と認められる額